

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - たばこ価格認可手続きおける財務省の消費者庁に対する協議の廃止	…………… 1
2 - 規制改革に関する第3次答申に対する要望書(理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し)	…………… 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 3月16日	28年 4月13日	たばこ価格認可手続きおける財務省の消費者庁に対する協議の廃止	<p>たばこの価格については、たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第33条の小売定価の認可の規定に従い、財務大臣の認可事項とされている。</p> <p>現在、政府の規制する料金または価格(以下「公共料金等」という。)の新規設定および変更に係る決定、認可その他の措置(以下「認可等」という。)については、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ、消費者に与える影響を十分に考慮すべく、所管官庁が消費者庁にその認可等に当たり事前協議を行うことが「公共料金の新規設定および変更の取り扱いについて(平成23年3月14日「物価担当官会議申し合せ」)に規定されている。</p> <p>たばこの価格認可についても公共料金の一つと位置づけられ、その改定に当たっては、同申し合わせの規定により国内市場において占有率が1%を超え50%以下のたばこについては、財務省がたばこ事業法第33条に基づき認可の判断をするにあたり、消費者庁との事前協議事項とされている。</p> <p>この規定に従いたばこ製品の価格認可の際に、財務省と消費者庁との間において公共料金の観点から協議が行われることとなるため、財務省単独よりも認可に時間がかかり、市場に新製品を投入する際の機動的な対応が阻害されている。</p> <p>また、認可時期の予見可能性が著しく低下しており、事業上、新製品の商品展開、価格変更等の実務に支障をきたしている。</p> <p>以上の事から、たばこ価格認可にあたっては、たばこ事業法を所管する財務省の専管とし、公共料金の観点での消費者庁の関与については、たばこを公共料金として扱うという現代的意義と「申し合わせ」という政省令に基づかない希薄な根拠に規定に基づく規制であることから廃止すべきである。</p>	フイリッ プ 株 式 会 社 モ リ ス ジャ パ ン	消費者庁
2	28年 3月18日	28年 4月13日	規制改革に関する第3次答申に対する要望書(理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し)	<p>1. 掲題の答申中、「(3)理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し」においては、今後の理美容業の在り方に関する規制緩和に関して、「国家試験及び養成施設の教育内容」が1つのテーマとして挙げられている。</p> <p>2. 当社は、このテーマに関する規制緩和の方向性として、「理美容の施術資格の細分化実現に向けた検討」を加えて頂くよう要望する。具体的には、以下の通り。</p> <p>(1) 答申中、「イ 理美容業の在り方に係る規制の見直し」の「d 国家試験及び養成施設の教育内容」の検討において、現行の美容師・理容師のような総合的資格を維持しつつ、近年の消費者ニーズに対応するため、より細分化された技術資格の創設に向けた理美容師法の適用業務の見直しをテーマとすること。</p> <p>例えば、まつ毛エクステンション、アイブロウトリートメント、およびシェービング施術に代表されるパーツ美容サービス(顔や身体の気になる部位だけを対象に施術する専門美容サービス)に関しては、現在、これら施術が可能な資格は美容師(まつ毛エクステンション、アイブロウトリートメント)または理容師(シェービング施術)となっている。</p> <p>このようなパーツ美容サービスについて、これら総合的な資格のみで画一的に規制する現状を改め、サービス毎に必要な知識・技能を確保する個別資格の創設</p> <p>この個別資格取得者を育成する教育システムの構築の実現を検討する。</p> <p>この場合、現在の美容師・理容師の養成カリキュラムにおいて、各パーツ美容の施術者となるための必修科目を予め設定し、これら科目の単位取得者は、全てのカリキュラム課程を修了しなくとも、パーツ美容サービス専門施術者としての個別資格は取得できる制度とすること等が考えられる。</p> <p>このような制度設計を通じて、パーツ美容サービスの施術者を志望する人々の資格取得への門戸を広げ、就業機会の増加につながることを、および確かな技術を有するパーツ美容サービス施術者の増加による、消費者の安全の担保と多様化が進む美容ニースの一層の充足を図ることを目指すべきである。</p> <p>なお、米国や韓国では、以上のような細分化された美容資格制度がすでに実現していることを申し添える。</p> <p>(2) 上記「d 国家試験及び養成施設の教育内容」において示されている、意見聴取の場においては、上記パーツ美容サービス業者からの意見も聴取頂くこと。</p> <p>以 上</p>	ピアス株式会社	厚生労働省